農業土木工事の技術基準の一部改定（平成27年7月1日）

別紙1

基準名	ページ	編章節条枝番	項目等	訂正内容	備考
1農業土木工事共通仕様書	P1-1-5	第1編	1－1－5	完成登録時期についての変更	別紙2－1
〃	P1-1-6～7	第1編	1－1－9 （3）、12（4）	工事の下請負についての追記及び変更	別紙2－2
〃	P1-1-6	第1編	1－1－10 1.、2.	施工体制台帳の作成等についての変更	
〃	P1-1-12	第1編	1－1－23 6.	施工管理(労働条件の改善)についての追記	別紙2－3
〃	P1-1-16	第1編	1－1－30 8. 1）	舗装切断延長の削除	別紙2－4
〃	P13-3-3	第13編	3－2－2 2.（14）	管の接合後の報告について	別紙2－5
〃	P13-3-14	〃	3－19 9.	管保護材の試験転圧及び監督員立会について	別紙2－6
5出来形管理基準及び規格値	目次		目次のページ番号	項目及びページ番号の追記	別紙2－7
〃	P1-164～165	第10編	4－5－10－1、2	支承工(鋼製支承、ゴム支承）の摘要等の追加	別紙2－8
〃	P1-200～203	第13編	3－2－2－2、3	硬質ポリ塩化ビニル管 中心線のズレの測定について	別紙2－9
〃	P1-222～233	第13編	3－6－1	管水路土工事の出来形管理について	別紙2－10
6品質管理基準	P6	5 上層路盤工	施工－必須「粒度(2.36mmフルイ)」	中規模以上の工事を追記。	別紙2－11
〃	P6	5 上層路盤工	施工－必須「粒度(75μmフルイ)」	中規模以上の工事を追記。	
〃	P8	8 アスファルト舗装	施工－必須「現場密度の測定」	仮復旧舗装の場合における取扱を追記	別紙2－12
〃	P31	37 管水路工	施工－必須「現場密度の測定」	管側部の現場密度試験測定箇所について追記	別紙2－13
7写真管理基準	目次		目次のページ番号	ページ番号の修正	別紙2－14
〃	P67	第13編	3－1、2	管水路基礎の転圧締固め出来形管理写真について	別紙2－15
8農業土木工事施工管理の統一事項	目次		目次のページ番号	ページ番号の修正	別紙2－16
〃	1-3-1～9	3 施工体制	施工体制台帳･施工体系図	施工体制台帳の作成等について	別紙2－17
〃	1-4-1	4 CORINSへの登録	4. 2 登録時期	完成登録時期についての変更	別紙2－18
〃	1-5-2,3	5 工事成績評定	5. 3 参考様式	新工事成績評定に伴う創意工夫の様式変更	別紙2－19
〃	2-8-29、30	8 品質･出来形･写真管理	8. 3. 3 （2）、（3）	管水路の布設完了後の写真撮影及び使用材料写真について	別紙2－20
〃	2-10-1～2	10. 材料関係	(2)配合決定確認資料	配合計画書への文言の修正等について	別紙2－21
〃	2-14-27	様式集	様式1－7－（5）	ダクタイル鋳鉄管T形継手チェックシートについて	別紙2－22

着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、**施工計画書**を**提出**した際、監督員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。

４．受注者は、工場製作工及び、橋梁上部工においては、製作に先立ち、**承諾**図書等を**提出**しなければならない。

１－１－５　工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、完成検査完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。

１－１－６　監督員

１．当該工事における監督員の権限は、契約約款第９条第２項に規定した事項である。

２．監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

１－１－７　工事用地等の使用

１．受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

２．**設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

３．受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

４．受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督員の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

５．発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

６．受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

１－１－８　工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約約款に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

１－１－９　工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

また、受注者は、元請人と下請負人の関係の適正化を図るため、宮崎県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱によらなければならない。

（１）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（２）下請負者が宮崎県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

（３）下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

１－１－10　施工体制台帳

１．受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に**提出**しなければならない。

２．第１項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に**提出**しなければならない。

３．第１項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

４．第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に**提出**しなければならない。

１－１－11　受注者相互の協力

受注者は、契約約款第２条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

１－１－12　調査・試験に対する協力

１．受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

２．受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。

（２）調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

（３）正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

（４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

３．受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

４．受注者は、当該工事が発注者の実施する歩掛調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

５．受注者は、当該工事が「低入札調査基準価格」を下回る価格で落札した場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

（１）受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

（２）第１編１－１－４に基づく**施工計画書**の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

（３）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督員に**提出**しなければならない。なお、調査票等については、別途監督員が**指示**する。

（４）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

　なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。

６．受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、**承諾**を得なければならない。

　また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

１－１－13　工事の一時中止

１．発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ**書面**をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、１－１－41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（１）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

（２）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

（３）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

２．発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

３．前１項および２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

１－１－14　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

１－１－15　工期変更

１．契約約款第15条第７項、第17条第１項、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第21条及び第43条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

２．受注者は、契約約款第18条第５項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議**書を監督員に**提出**しなければならない。

３．受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**するものとする。

４．受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第２項に定める**協議**開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**するものとする。

７．受注者は、当該工事完成検査については、第３編１－１－６第３項の規定を準用する。

１－１－21　既済部分検査等

１．受注者は、契約約款第37条第２項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、契約約款第38条第１項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

２．受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

３．検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

（２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

４．受注者は、検査員の**指示**による修補については、前条の第５項の規定に従うものとする。

５．受注者は、当該既済部分検査については、第３編１－１－６第３項の規定を準用する。

６．発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

７．受注者は、契約約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

１－１－22　部分使用

１．発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

２．受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または監督員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

１－１－23　施工管理

１．受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

２．監督員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

（１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合

（２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合

（３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

（４）前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

３．受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の**承諾**を得て省略することができるものとする。

４．受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

５．受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

６．受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働条件の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

７．受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員および関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

８．受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

１－１－24　履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に**提出**しなければならない。

１－１－25　工事関係者に対する措置請求

１．発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２．発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

１－１－26　工事中の安全確保

１．受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年３月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長　平成６年11月１日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２．受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

３．受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

４．受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払

い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

５．受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

６．受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

７．受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

８．受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

（１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

（２）当該工事内容等の周知徹底

（３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

（４）当該工事における災害対策訓練

（５）当該工事現場で予想される事故対策

（６）その他、安全・訓練等として必要な事項

９．受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載して、監督員に**提出**しなければならない。

10．受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

11．受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

12．受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

13．監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

14．受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15．災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に**通知**しなければならない。

16．受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない。

17．受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に**報告**し、その処置については占用者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。

18．受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

１－１－27　爆発及び火災の防止

１．受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

（１）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

　なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

（２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２．受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

（１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を**施工計画書**に記載しなければならない。

（２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

１－１－28　後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

１－１－29　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が**指示**する様式（工事事故報告書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

１－１－30　環境対策

１．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２．受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に**報告**し、監督員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉

等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

３．監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を**提示**しなければならない。

４．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

５．受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

６．　受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表１－２に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年４月１日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

　ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**するものとする。

表１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

表１－２

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輌の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

７．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成９年７月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。

８．舗装切断時に発生する濁水処理

１）受注者は、本工事において、舗装切断に伴う濁水（以下「濁水」という。）が発生する場合は、これを回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

２）**設計図書**における濁水処理の方法は、カッターの排水ドレーンから排出される濁水をホースによりタンク等に収集した後、トラックにて産業廃棄物処理施設へ運搬し処理するものであるが、この方法により難い場合、受注者は監督員の**承諾**を得て濁水処理の方法を変更することができる。ただし、この場合にあっても**設計図書**の変更は行わない。

３）受注者は濁水の収集運搬を第三者に行わせようとする場合は、産業廃棄物収集運搬業に係る取扱品目「汚泥」の許可を取得している者に委託しなければならない。

４）前項において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者とは、県内における産業廃棄物の積み下ろしを行う場所が宮崎市内の場合は宮崎市長、宮崎市外の場合は宮崎県知事の許可を取得している者でなければならない。

５）受注者は、濁水の中間処理（焼却、脱水、乾燥、薬剤固化等）を第三者に行わせようとする場合は、産業廃棄物処分業に係る取扱品目「汚泥」の許可を取得している者に委託しなければならない。

６）受注者は、濁水（当該濁水を処分するために処理したものを含む。）の処分を第三者に行わせようとする場合は、濁水の含水率を８５パーセント以下にするとともに、最終処分業（管理型埋立）に係る取扱品目「汚泥」の許可を取得している者に委託しなければならない。

付け基発第480号、平成４年10月１日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年３月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。

なお、管長が５m以上で呼び径700㎜以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途**設計図書**によるものとする。

（９）受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、砂基礎内に捨梁を存置してはならない。

（10）受注者は、管長の許容差及び継手施工上生じる管長の伸縮に伴う調整を適切に行わなければならない。

（11）管の接合を行う作業員は、接合に熟練した者でなければならない。

（12）受注者は、特殊な管の接合に当たり、管製造業者の現地指導を受けるなど適切に施工しなければならない。

（13）受注者は、管の布設を一定期間休止する場合、土砂等の流入を防止するため、蓋で管を閉塞するなどの措置を取らなければならない。また、掘削溝内に水が溜り、管が浮上するおそれがあるので、布設後早期に埋戻しを完了しなければならない。

（14）受注者は、管の接合後、直ちに所定の点検を行い、不良箇所は状況に応じて、手直し又は再施工しなければならない。

（15）受注者は、**設計図書**に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト・ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分はＦＣＤ製を使用するものとする。ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。

また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用するＳ、ＳⅡ、ＮＳ形継手についてはステンレスを使用するものとする。

（16）ダクタイル鋳鉄管及び鋼管、バルブ、鋼製可とう管、鋼製継輪等は、マクロセル腐食（コンクリート／土壌）を防止するため、**設計図書**により施工しなければならない。

（17）スペーサは、次のスペーサ用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。

厚さ：８㎜以上
面積：管口の1/2寸法角以上
硬度：80±５度

３．枕木及び梯子胴木基礎工

（１）受注者は、枕木基礎はなるべく正確に高さを調整した後、管を布設し、くさびを打込んで管を**設計図書**に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。

（２）梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、

地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。

また、管の布設方法については、前項に準ずるものとする。

４．構造物工

受注者は、分水弁室工、排泥弁室工、空気弁室工、制水弁室工、減水槽工の施工に当たり、**設計図書**によるものとする。

第３節　土工

３－３－１　作業土工

作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

３－３－２　掘削工

掘削工の施工については、第１編２－３－２掘削工の規定によるものとする。

３－３－３　盛土工

盛土工の施工については、第１編２－３－３盛土工の規定によるものとする。

３－３－４　整形仕上げ工

整形仕上げの施工については、第１編第２章２－３－５法面整形工の規定によるものとする。

３－３－５　残土処理工

残土処理工については、第１編２－３－７残土処理工の規定によるものとする。

第４節　構造物撤去工

３－４－１　構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、第３編２－９－３構造物取壊し工の規定によるものとする。

第５節　管体基礎工

３－５－１　砂基礎工

１．受注者は、砂基礎部の床掘り後石礫等を除去するとともに、砂基礎が**設計図書**に示す形状となるよう不陸を整正し、砂基礎が管全体を均一に支持するよう留意しなければならない。特に、管の接合部分には、鉛直荷重を集中するような状態を生じさせてはならない。

２．基礎の形状及び基礎材料は、**設計図書**によるものとし、管の偏心を防止するため左右均等に施工しなければならない。

３．基床部は管布設前に、管側部は管布設後に、それぞれ十分締固めを行い、管の沈下等を防止するよう施工しなければならない。

なお、締固めの方法及び締固めの程度は、**設計図書**によるものとする。

４．砂基礎は、管底部が均等に接し規定の据付高さとなるよう施工するものとし、管の高さ調整のために、角材やベニヤ板等を使用してはならない。

５．継手掘りは、各管種に合わせた幅及び深さを確保するものとし、管接合後速やかに

３．コンクリートの施工については、第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
４．鉄筋工の施工については、第１編第３章第７節鉄筋工の規定によるものとする。

３－12－３　付帯施設設置工

付帯施設工の施工については、本章３－７－３付帯施設設置工の規定によるものとする。

第13節　スラストブロック工

３－13－１　スラストブロック工

１．基礎工の施工については、第３編第２章第４節基礎工の規定によるものとする。
２．型枠工の施工については、第１編第３章第８節型枠・支保の規定によるものとする。
３．コンクリートの施工については、第１編第３章　無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
４．鉄筋工の施工については、第１編第３章第７節鉄筋工の規定によるものとする。

第14節　付帯工

３－14－１　境界工

境界工の施工については、第３編第２章第22節境界工の規定によるものとする。

３－14－２　埋設物表示工

１．埋設物表示テープは、**設計図書**に示す場合を除き二枚重ねを使用する。
２．埋設物表示テープは、**設計図書**に示す埋設深で管の中心線上に敷設するものとする。

第15節　法面工

３－15－１　植生工

植生工の施工については、第３編２－14－２植生工の規定によるものとする。

３－15－２　法面吹付工

法面吹付工の施工については、第３編２－14－３吹付工の規定によるものとする。

第16節　耕地復旧工

耕地復旧工の施工については、第３編第２章19節耕地復旧工の規定によるものとする。

第17節　道路復旧工

道路復旧工の施工については、第３編第２章21節道路復旧工の規定によるものとする。

第18節　水路復旧工

水路復旧工の施工については、第３編第２章20節水路復旧工の規定によるものとする。

第19節　その他

１．受注者は、掘削に当たっては、あらかじめ土質の状況、湧水の程度、既設構造物等の有無を確かめるものとする。この結果、支障がある場合は、監督員と**協議**するもの

とする。

２．受注者は、掘削は管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及びのり勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り又はやむ得ず基礎地盤を過掘りした場合は、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。

３．受注者は、掘削完了後、基礎地盤の状態について監督員の**確認**を受けなければならない。

４．矢板工法を施工する場合は、切梁と管頂との間隔を１m以上確保すること。

５．管の継手部の施工は、手堀り施工とする。

６．管頂から３０ｃｍまでの埋戻しは人力施工とする。

７．受注者は、埋戻し用土は、掘削土を使用することが原則であるが、石礫及び有機物等の有害物を含む場合は、監督員と**協議**しなければならない。

８．受注者は、埋戻しは、管の接合と並行して進めるように考慮しなければならない。管頂上約６０ｃｍまでの埋戻しは、管の接合後速やかに実施しなければならない。ただし、管が浮上するおそれのある場合は、監督員と**協議**しなければならない。

９．受注者は、埋戻しを施工するにあたり、所定の締固め度が得られるように、使用する機種、層厚、転圧回数等を定めるものとする。なお、管の下部、側部については、空げき又は締固め不十分の箇所が生じないよう留意し、突き棒、タコ、タンパ、水締め等を用いて管に損傷を与えないよう突固めるものとする。

10．受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

11．受注者は、芯出し、振れ止めなどに使用した枕木で、管及が管体構造上支障のあるものは、埋戻しに先立ち取り除かなければならない。

第20節　漏水試験

１．受注者は、工期内に監督員立会のうえ、漏水試験を実施することとする。漏水試験については、事前に監督員と**協議**を行うこととする。なお、試験の水圧は、設計静水圧とする。

２．漏水試験実施区間において、漏水試験により漏水及び機器の不調その他の欠陥が生じた場合、監督員へ**報告**し、受注者の責任において工期内に完全に補修または調整を行わなければならない。

３．なお、受注者は、漏水試験が完了した時は、速やかに別紙「調査票」に必要事項を記入し、監督員に**提出**しなければならない。

【第13編　水路工編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第３章　管水路工				
第１節　基礎工	３－１管体基礎工			1- 198
第２節　二次製品	３－２－１コンクリート製品	１管水路 （遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ） ＲＣ管		1- 198
	３－２－２その他	１管水路 （ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） （強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管		1- 200
		２管水路 （硬質塩化ビニル管ＴＳ継手）		〃
		３管水路 （硬質塩化ビニル管ゴム輪継手）		1- 202
		４管水路 （鋼管）		〃
		５管布設		〃
第３節　溶接工	３－３－１Ｖ型開先	１Ｖ型開先 （両面溶接）		1- 204
		２Ｖ型開先テーパ付き直管（両面溶接）		〃
		３Ｖ型開先 （片面溶接）		〃
		４Ｖ型開先 （片面裏当溶接）		1- 206
	３－３－２Ｘ型開先	１Ｘ型開先 （両面溶接）		1- 206
		２Ｘ型開先テーパ付き直管（両面溶接）		1- 206
	３－３－３溶接	１周継手溶接		1- 208
		２周継手溶接テーパ付き直管		1- 210
		３すみ肉溶接		1- 212
		４放射線透過試験		1- 214
		５素地調整		〃
第４節　塗装工	３－４－１水道用液状エポキシ樹脂塗装			1- 214
	３－４－２アスファルト塗膜装			1- 216
	３－４－３ジョイントコー			〃
第５節　その他	３－５－１管水路 （埋設とう性管） ダクタイル鋳鉄管 鋼管			1- 218
	３－５－２シールド工事 （一次覆工） ｺﾝｸﾘｰﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ 鋼製セメント			1- 220
	３－５－３シールド工事 （一次覆工） 既製管覆工 推進工事			〃
第６節　土工及び舗装復旧	３－６－１【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】			1- 222
	３－６－２【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧が出来ない場合】 ※３－６－１で管理できない場合			1- 228

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	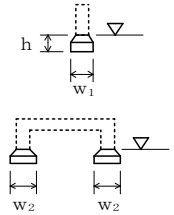	
						幅　　w_1，w_2	−50			
						高　　さ　h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（Ｉ型・Ｔ型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	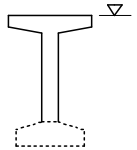	
						橋脚中心間距離　ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	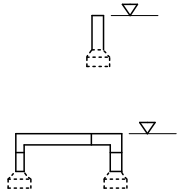	
						橋脚中心間距離　ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の 1／2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 土木工事共通編	4 一般施工	5 共通的工種	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注 1)		±5	支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量　注 2)		設計移動量 ＋10 以上			
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	±5			
							鋼橋	4＋0.5× (B－2)			
						下沓の水平度	橋軸方向	1／100			
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5			
						可動支承の 移動量　注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上			
10 土木工事共通編	4 一般施工	5 共通的工種	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注 1)		±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		パッド型ゴム支承及び帯状ゴム支承については、「可動支承の移動可能量」及び「可動支承の移動量」の測定は不要とする。
						可動支承の移動可能量　注 2)		設計移動量 ＋10 以上			
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	±5			
							鋼橋	4＋0.5× (B－2)			
						支承の水平度	橋軸方向	1／300			
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5			
						可動支承の 移動量　注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	2 コンクリート構造物	1 付帯工			精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高　V	±30	構造物の寸法表示箇所を測定する。	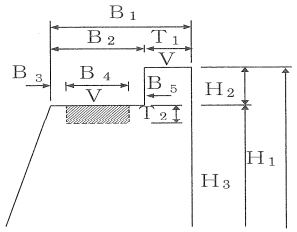	
						厚さ　T	±20			
						幅　B	±10			
						高さ　H	±10			
						長さ　L	±10			
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 （砂基礎等）	幅　B	－100	施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。	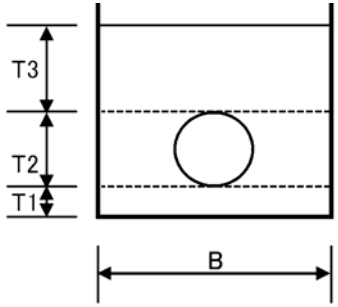	基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						厚さ　T	±30			
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	1 コンクリート製品		管水路 （遠心力鉄筋コンクリート管） ＲＣ管	基準高　V	±30	基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mに１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置については、１本毎に測定する。	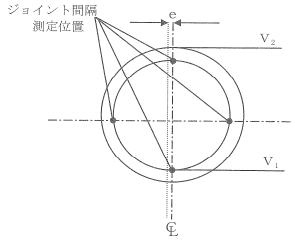 基準高（V）は、V1、V2のいずれか一方を測定し管理する。	Ｖの測定方法は管底（Ｖ1）を原則とし測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1350 ㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
						被圧地下水がある場合	±50			
						中心線のズレ　e	±100			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			
						ジョイント間隔　Z	別表ア参照			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	1	管水路 （ダクタイル鋳鉄管） A形 K形 U形 T形 （強化プラスチック複合管） B形 T形 C形 D形	基準高　V	±30	基準高、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mに１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置については、１本毎に測定する。	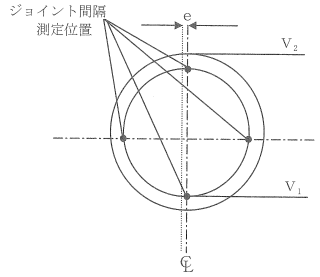 基準高（V）は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。	Vの測定方法は管底(V1)を原則とし測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1350㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
						被圧地下水がある場合	±50			
						埋設深　H	－50			
						中心線のズレ　e	±100			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			
						ジョイント間隔　Z	別表イ・ウ参照			
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	2	管水路 （硬質ポリ塩化ビニル管　ＴＳ継手）	基準高　V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mにつき１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。	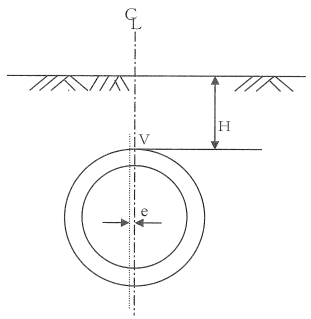	管径が 300㎜ 以下の硬質ポリ塩化ビニル管については、中心線のズレの測定は行わないものとする。 ただし、80m に1回、管布設後の状況写真によりズレの確認をするものとする。
						埋設深　H	－50			
						中心線のズレ　e	±120			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	3	管水路（硬質ポリ塩化ビニル管　ゴム輪継手）	基準高　V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね 10mにつき１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置については、１本毎に測定する。	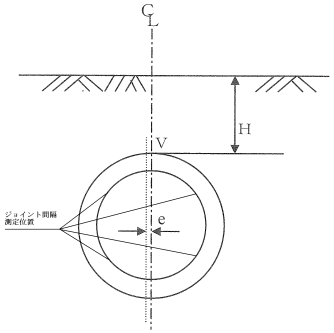	ジョイント間隔測定位置は、対角線上の４箇所とする。 管径が 300㎜ 以下の硬質ポリ塩化ビニル管については、中心線のズレの測定は行わないものとする。 ただし、80m に 1 回、管布設後の状況写真によりズレの確認をするものとする。
						埋設深　H	－50			
						中心線のズレ　e	±120			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			
						ジョイント間隔　Z	製造元の基準による			
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	4	管水路（鋼管）			管種等の適用範囲は 原則として下記による。 管　　種　JIS　G　3443-1　（水輸送用塗覆装鋼管―第１部：直管） WSP　A-101-2005（農業用プラスチック被覆鋼管） 寸　　法　80A～3500A 塗覆装方法　管外面　プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管内面　水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 接　合　法　突き合わせ溶接継ぎ手とする。 工　　法　通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲　導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。		通常の開削による布設工法とは、矢板土留、建込簡易土留と含むものとする。
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他	5	管布設（鋼管）	基準高　V	±30	基準高、中心線のズレについては施工延長 40mにつき１箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）については、施工延長おおむね 10mにつき１箇所の割合で測定する。 上記未満は２箇所測定する。	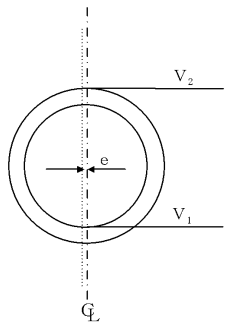	Ｖの測定方法は管底（V1）を原則とし測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1350 ㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂（V2）でもよい。e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
						被圧地下水がある場合	±50			
						埋設深　H	－50			
						中心線のズレ　e	±45			
						施工延長 200m未満	0.10% －200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	1 V型開先	1	V型開先 （両面溶接）	ルートギャップ　S	0～3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	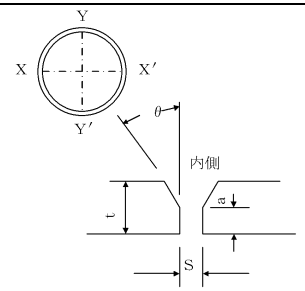	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
						ベベル角度　θ	30～35°			
						ルートフェイス　a	≦2.4			
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	1 V型開先	2	V型開先テーパ付き直管 （両面溶接）	ルートギャップ　S	0～3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	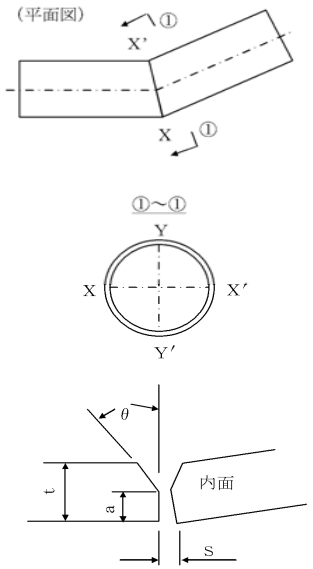	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする
						ベベル角度 Y，Y‘ X‘ X	 30～35° 30～15° 30～50°			
						ルートフェイス　a	≦2.4			
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	1 V型開先	3	V型開先 （片面溶接）	ルートギャップ　S	1～4	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	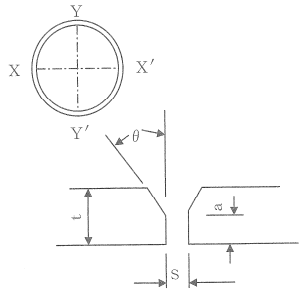	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする
						ベベル角度　θ	30～35°			
						ルートフェイス　a	≦2.4			

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工	1		掘削工	基　準　高　▽	±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、中央部で測定。	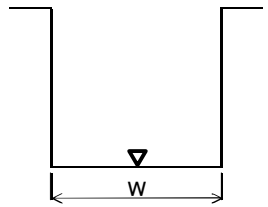	
						幅　　w	－100			
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 （砂基礎等）	幅　B	－100	施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。	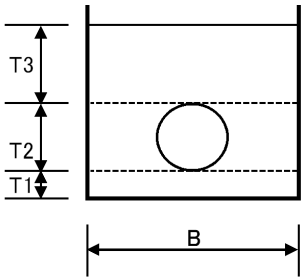	基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						厚さ　T	±30			
13 水路工編	3 管水路工	6 土工	1		埋戻工	厚　　さ T	－50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、下がり管理とする。	【舗装道路下の場合】 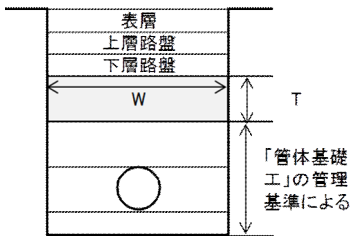 【耕地、耕作道下の場合】 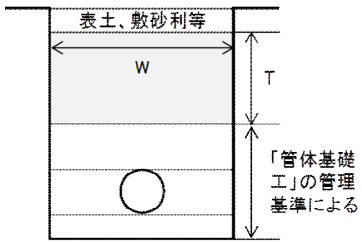	
						幅　　w	－100			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10 個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（下層路盤工）	厚　さ	－45	－15	厚さは、延長 40m毎に１箇所を測定。幅は、延長 80m毎に１箇所を測定。厚さは下がり管理とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－50	—			
13 水路工編	3 管水路工	6 舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－８	厚さは、延長 40m毎に１箇所を測定。幅は、延長 80m毎に１箇所を測定。厚さは下がり管理とする。		
						幅	－50	—			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけにより仕上げを行う場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	10 個の測定値の平均（X_{10}）			
13 水路工編	3 管水路工	6 舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－2	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－25	—			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
13 水路工編	3 管水路工	6 土工	1		掘削工	基　準　高　▽	±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、中央部及び端部で測定。	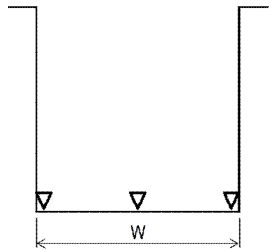	
						幅　　w	－100			
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 （砂基礎等）	幅　B	－100	施工延長おおむね 40mにつき１箇所の割合で測定する。	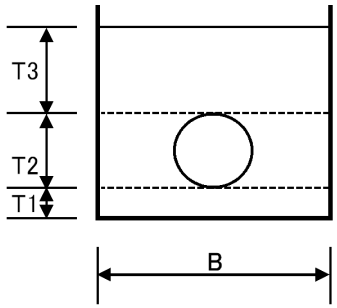	基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。
						厚さ　T	±30			
13 水路工編	3 管水路工	6 土工	1		埋戻工	基　準　高　▽	±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、中央部及び端部で測定。 延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、下がり管理とする。	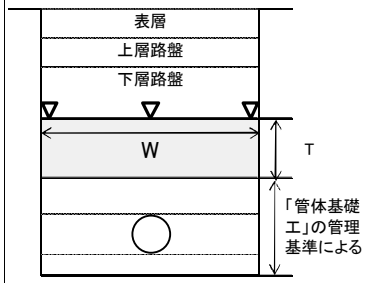	
						厚　　さ T	－50			
						幅　　w	－100			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	—	基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、中央部及び端部で測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※下がり管理を行う場合は、監督員の承諾を得ること。 ※幅はセンター振り分けで測定する。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	−45	−15			
						幅	−50	—			
13 水路工編	3 管水路工	6 舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	基準高▽	±40	—	基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、中央部及び端部で測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※下がり管理を行う場合は、監督員の承諾を得ること。 ※幅はセンター振り分けで測定する。		
						厚　さ	−25	−8			
						幅	−50	—			

出来形管理基準及び規格値

【既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧ができない場合】

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
13 水路工編	3 管水路工	6 舗装復旧工	1		アスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－2	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 ※幅はセンター振り分けで測定する。 ※設計厚が３ｃｍの場合は、平坦性の測定は省略することが出来る。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－25	—			
						平 坦 性	—	３ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式 (足付き) （σ）1.75mm 以下			

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
3　既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19.6Mpa	
4　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない 。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシャランに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	【車道部】 γdmaxの93%以上かつ X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上 【歩道部】歩道部 γdmaxの85%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・歩道部であっても、車両乗入部舗装を行っている部分は、車道部の規格値を適用する。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		随時 下層路盤仕上げ後、原則、2車線以上の道路について実施する。 ブルーフローリングを行った結果不良箇所があった場合は、ベンゲルマンビームによりたわみ量を測定する	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・ベンゲルマンビームのたわみ量の目標は3mm以内とする。 ※大型車の通行のない道路区分については、実施しない。但し、監督員の指示があった場合は、この限りではない。 道路区分については、監督員に確認を行うこと。	

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
4　下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	・確認試験である。	
5　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：1回～2回／日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		上層路盤仕上がり後、原則、2車線以上の道路で、全幅、全区間について実施する。 ブルフローリングを行った結果、不良箇所が合った場合は、ベンゲルマンビームによりたわみ量を測定する。	たわみ量の目標値は2mm以内とする。 ※大型車の通行のない道路区分については、実施しない。但し、監督員の指示があった場合は、この限りでない。 道路区分については、監督員に確認を行うこと。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
6　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	施工前、材料変更時	・アスファルト舗装に適用する。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	施工前、材料変更時		

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	1回～2回／日		
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	異常が認められたとき（1～2回／日）		
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS ：50%以下 SS ：30%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	生アス取扱要領に基づく、宮崎県建設技術センターの生アス配合設計承認の写し及び生アス配合報告書による。		○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	【車道】 基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 【歩道】 基準密度の X10　92.5%以上 X6　93%以上 X3　93.5%以上	1,000m2につき1個。但し、3,000m2未満の工事は1工事当たり3個以上。 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事（※1）においては、監督員との協議により、仮復旧舗装の品質管理のうち現場密度の測定を省略可能とする。 　ただし、仮復旧舗装の状態で引渡を行う場合は省略できない。	
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
9 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 　修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 　締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 　締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		

※1　仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事

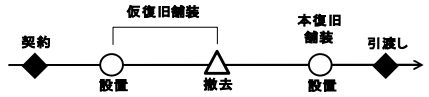

品質管理基準

工　種	種別	試験区分	試験項目		規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
37水路工（管水路）	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限界･塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1210 A･B法	締固めⅠ　最大乾燥密度の85%以上 締固めⅡ　最大乾燥密度の90%以上 上記によらない場合は特記仕様書による 締固め度 $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$	必要に応じて。 施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする 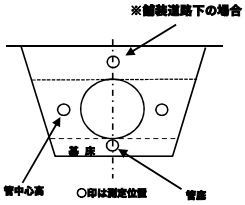 	･基礎（砂基礎等）及び埋戻し等 ･管径600mm以上のとう性管に適用する。 ･管径600以下については、以下のとおりとする。 基礎材の密度試験は、左図の通りとするが、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。施工条件により密度試験が実施できない場合には、監督員との協議のうえ試験施工を品質管理とすることができる。ただし、受注者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。 ･左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ･舗装道路下の場合の路体、路床部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。	
	施工後試験	必須	漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う	

【第13編　水路工編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第３章　管水路工				
第１節　基礎工	１－１管体基礎工			〃
第２節　二次製品	３－２－１コンクリート製品	１管水路 （遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ） ＲＣ管		〃
	３－２－２その他	１管水路 （ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管） （強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管		〃
		２管水路 （硬質塩化ビニル管ＴＳ継手）		〃
		３管水路 （硬質塩化ビニル管ゴム輪継手）		〃
		４管水路 （鋼管）		〃
		５管布設		〃
第３節　溶接工	３－３－１Ｖ型開先	１Ｖ型開先 （両面溶接）		68
		２Ｖ型開先テーパ付き直管（両面溶接）		〃
		３Ｖ型開先 （片面溶接）		〃
		４Ｖ型開先 （片面裏当溶接）		〃
	３－３－２Ｘ型開先	１Ｘ型開先 （両面溶接）		〃
		２Ｘ型開先テーパ付き直管（両面溶接）		〃
	３－３－３溶接	１周継手溶接		〃
		２周継手溶接テーパ付き直管		〃
		３すみ肉溶接		〃
		４放射線透過試験		〃
		５素地調整		〃
第４節　塗装工	３－４－１水道用液状エポキシ樹脂塗装			〃
	３－４－２アスファルト塗膜装			〃
	３－４－３ジョイントコート			〃
第５節　その他	３－５－１管水路 （埋設とう性管） ダクタイル鋳鉄管 鋼管 強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複			〃
	３－５－２シールド工事 （一次覆工） ｺﾝｸﾘｰﾄセグメント 鋼製セメント			〃
	３－５－３シールド工事 （一次覆工） 既製管覆工 推進工事			〃

【第13編　水路工編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
13 水路工編	2 コンクリート水路	3 水路トンネル	1		トンネル支保工	切羽 矢板 支保工	掘削タイプ別 〔施工後〕	
13 水路工編	2 コンクリート水路	3 水路トンネル	2		トンネル覆工	まき厚 型枠	1スパン毎に1箇所	
13 水路工編	2 コンクリート水路	1 付帯工			精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当たり部 橋台沓部	幅 高さ 厚さ 配筋	1箇所につき1回	
13 水路工編	3 管水路工	1 基礎工			管体基礎工 （砂基礎工）	幅 厚さ まき出し 転圧締固め	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕 ・管水路基礎工の転圧締固め出来形管理写真は、転圧回数毎の写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締固め写真を80m毎に1回（施工延長80m未満は最低2箇所）撮影する。 ・管側部の転圧締固め出来形管理写真は、左右交互に転圧している状況写真は不要とし、一層毎の最終転圧時の転圧締固め写真を80m毎に1回（施工延長80m未満は最低2箇所）撮影する。	
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	1 コンクリート製品		管水路 遠心力鉄筋コンクリート管 ＲＣ管	布設 外観 ジョイント関係	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	接続箇所付近で撮影すること。
13 水路工編	3 管水路工	2 二次製品	2 その他		管水路 ダクタイル鋳鉄管 強化プラスチック複合管 硬質ポリ塩化ビニル管 （ＴＳ継ぎ手） 硬質ポリ塩化ビニル管 （ゴム輪継ぎ手） 鋼管	布設 外観 ジョイント関係	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕 ・硬質ポリ塩化ビニル管（ゴム輪継手）のジョイント関係については、出来形管理で測定した4箇所の内1箇所を撮影するものとする。 　撮影する写真は、チェックゲージの目盛、4箇所の測定値を記した黒板、管番号及び測定場所がわかる写真とする。 　なお、段階確認で測定した継手については、写真管理を省略できるものとする。	・接続箇所付近で撮影すること。

【第13編　水路工編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	1 V型開先		両面溶接 両面溶接（テーパ付き直管） 片面溶接 片面裏当溶接	溶接状況 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	2 X型開先		両面溶接 両面溶接（テーパ付き直管）	溶接状況 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	3 溶接工	3 溶接		周継手溶接 周継手溶接テーパ付き直管 すみ肉用悦 放射線透過試験 素地調整	溶接状況 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	4 塗装工			水道用液状エポキシ樹脂塗装 アスファルト塗膜装 ジョイントコート	膜厚 検査状況	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	5 その他	1		管水路 （埋設性可とう管）	たわみ量 布設 外観 ジョイント関係	測定箇所の1／2 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	5 その他	2		シールド工事 （一次覆工）	セグメント設置状況 外観検査 ジョイント Dh、Dv寸歩	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	
13 水路工編	3 管水路工	5 その他	3		シールド工事 （二次覆工）	管布設状況 外観検査 ジョイント Dh、Dv寸歩	80m毎に1回 最低2箇所 〔施工中〕	

目　　次

第１編　総則編

１．工事請負契約から工事完成までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1-1
２．主任（監理）技術者等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-1
2.1　一般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-1
2.2　建設業法で規定されている監理技術者、主任技術者の資格　・・・・・・・・・ 1-2-1
2.3　主任技術者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-1
2.4　監理技術者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-2
2.5　現場代理人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-2
2.6　現場技術者等の腕章の着用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-2
2.7　留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-3
３．施工体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-3-1
3.1　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-3-1
3.2　施工体制台帳・施工体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-3-1
４．ＣＯＲＩＮＳへの登録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4-1
4.1　登録対象工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4-1
4.2　登録時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4-1
4.3　登録に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4-1
５．工事成績評定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5-1
5.1　対象工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5-1
5.2　留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5-1
5.3　参考様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5-2
６．工事の標示（工事看板）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-6-1
6.1　標示板の大きさ等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-6-1
6.2　標示内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-6-1

第２編　施工管理編

１．一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1-1
1.1　施工管理関係基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1-1
1.2　主な工事書類一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1-2
２．施工計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2-1
2.1　施工計画書の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2-1
2.2　施工計画書記載事項の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2-2
2.3　施工計画書作成の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2-3

2.4　施工計画書作成要領　・・・

３．施工体制

3.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日により実施されている。

また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第 13 条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

3.2 施工体制台帳・施工体系図

詳細は、次頁の「施工体制台帳の作成等について」を参照のこと。

平成７年６月２０日
建設省経建発第１４７号

最終改正：平成２６年１２月２５日
国土建第１９８～２０２号

各地方整備局等建設業担当部長
各都道府県建設業主管部局長　　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部改正する法律（平成６年法律第６３号）により、平成７年６月２９日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）により、平成２７年４月１日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

一　作成建設業者の義務

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２４条の７第１項（入札契約適正化法第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

（１）　施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が 3,000 万円（建築一式工事にあっては、4,500 万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

（２）　下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が 3,000 万円（建築一式工事にあっては、4,500 万円）に達するときは、

①　作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、

a　作成建設業者の称号又は名称

b　当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第２４条の７第２項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨

c　再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所

の 3 点を記載した書面を交付しなければならない。

②　①の a、b 及び c に掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和２４年法律１００号)第２４条の７第１項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ　建設業法第２４条の７第２項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）第１４条の４に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

ロ　貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するイの通知書の提出と、その者に対する

この書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。
作成建設業者の商号　○○建設(株)
再下請負通知書の提出場所　工事現場内
建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕
この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４第１項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

（３）下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

（４）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をＡ社とし、Ａ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢ社及びＣ社とし、Ｂ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢａ社及びＢｂ社とし、Ｂｂ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢｂａ社及びＢｂｂ社とし、Ｃ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＣａ社、Ｃｂ社、Ｃｃ社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の 1)から 10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

１）Ａ社自身に関する事項（規則第１４条の２第１項第１号）及び A 社が請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第２号）
２）B 社に関する事項（規則第１４条の２第１項第３号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第４号）
３）Ba 社に関する･･･　〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付〕

4）Bb 社に関する･･･　〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付〕
5）Bba 社に関する･･･〔B b 社が提出する
〃　　〕
6）Bbb 社に関する･･･〔Bb 社が提出する
〃　　〕
7）C 社に関する事項（規則第１４条の２第１項第３号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第４号）

8）Ca 社に関する･･･　〔C 社が提出する
〃　　〕
9）Cb 社に関する･･･　〔C 社が提出する
〃　　〕
10）Cc 社に関する･･･　〔C 社が提出する
〃　　〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

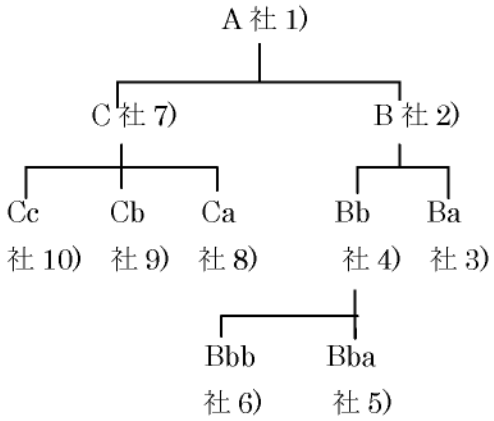

（５）施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第１４条の２第１項第１号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第１４条の５第３項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

（６）各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第１４条の２第１項）関係

イ 第１号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第１号記載要領５の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第１号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第２号イ及びへの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第２号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第２号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第１５条第２号イに該当する者であるときはその有する規則別表（２）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第２号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第２号への「主任技術者資格」は、その者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ 第２号トの「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

リ 第３号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第１号記載要領６の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類(規則第１４条の２第２項)関係

イ 第１号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第１９条各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、こ

こでいう書類に該当しない。

ロ　第２号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項又は規則第１３条第２項に規定する書面を添付すること。

ハ　第３号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第１４条の２第１項第２号ヘに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項に規定する書面を添付すること。

（７）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項または添付書類(法第１９条第１項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

（８）施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

①　施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第１４条の６第２号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。

②　施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示なければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。

③　施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第１４条の６第１号及び第２号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

④　施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

（９）施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工

体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

（１０）施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第１４条の７。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

（１１）法第４０条の３の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(１０)の時期を経過した後は、法第４０条の３の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(１０)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

二　下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

（１）施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の交付を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

（２）建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

①　当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を交付しなければならない。

②　作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

（３）再下請負通知

①　再下請負通知は、規則第１４条の４に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。）をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。(規則第１４条の４第２項)

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項または添付した書類(法第１９条第１項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一(2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一(1)の金額を下回る民間工事など法第２４条の７第１項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第１４条の２から第１４条の７までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第１４条の２等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」(平成３年２月５日付け建設省経構発第３号)は、廃止する。

年　　月　　日

施工体制台帳（作成例）

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《下請負人に関する事項》

会　社　名		代表者名	
住　　所			
工事名称及び工事内容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　　無

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第１４条の２第２項）

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

施工体系図(作成例)

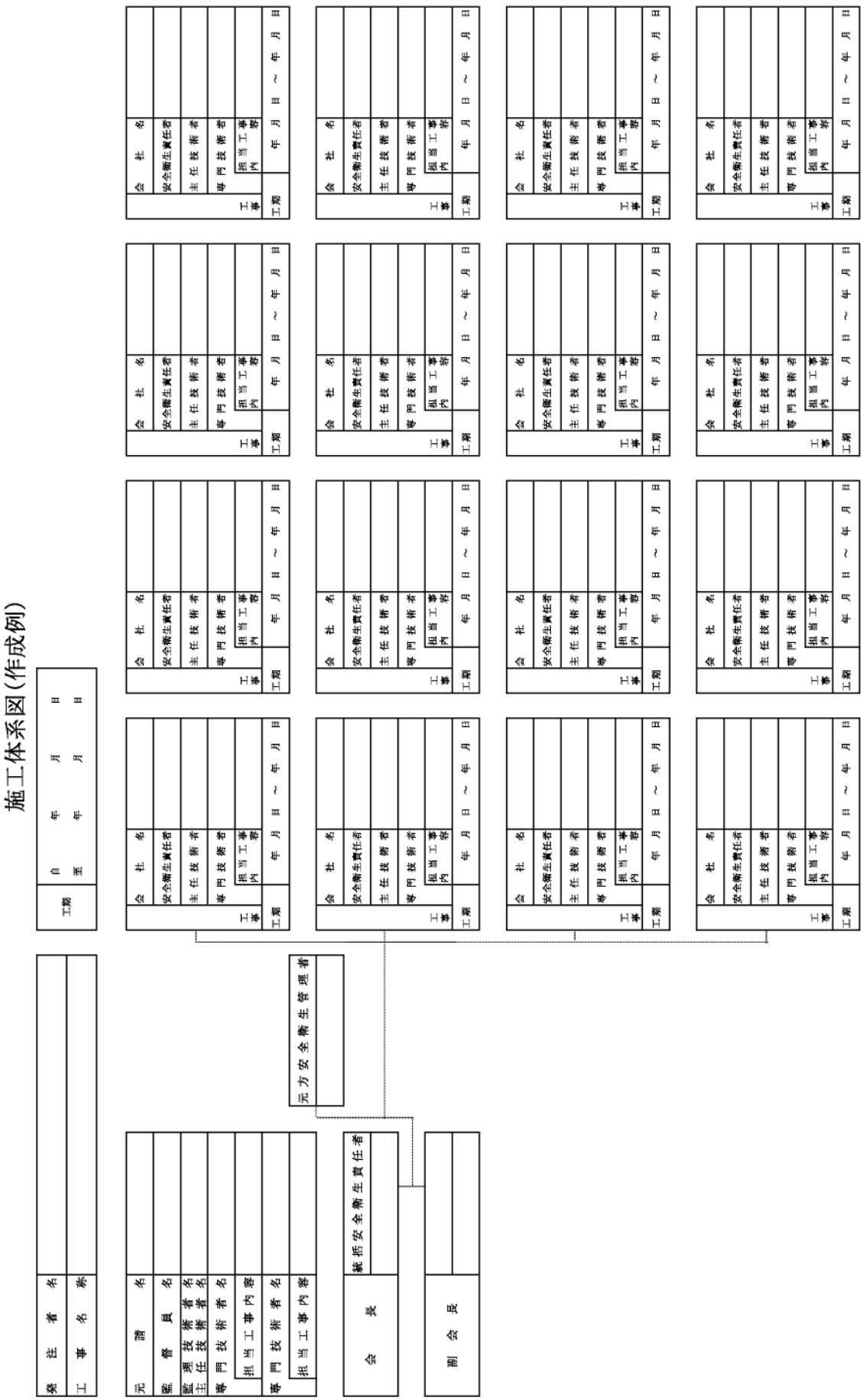
発注者名
工事名
工期
自 年 月 日
至 年 月 日
元請名
監理技術者名
主任技術者名
専門技術者名
担当工事内容
専門技術者名
担当工事内容
会長
副会長
統括安全衛生責任者
元方安全衛生管理者
会社名
安全衛生責任者
主任技術者
専門技術者
担当工事内容
工期
工事
年 月 日 ～ 年 月 日

年　　月　　日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告下請負業者】

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会 社 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	注文者との契約日	年　　月　　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外

事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名	
権限及び意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　　無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及　　び 工 事 内 容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建 設 業 の 許　　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有　　無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第１４条の４第３項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

４．ＣＯＲＩＮＳへの登録

受注者は、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、適宜登録機関:日本建設総合情報センター(JACIC)に登録申請する。なお、登録にあたっては、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けなければならない。（提出は不要）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間か10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略することができる。

4.1 登録対象工事

当初契約時または変更契約時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事

4.2 登録時期

受注時： 契約後、土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内
変更時： 変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内
完成時： 完成検査完了後 10 日以内
訂正時： 適宜

4.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設総合情報センター（JACIC）のホームページを参照すること。（http://www.jacic.or.jp/）

５．工事成績評定

工事成績評定については、宮崎県工事成績評定要領に基づき、環境森林部、農政水産部または県土整備部の所管する建設工事について厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的に実施している。

5.1 対象工事

当初設計金額が 250 万円以上の工事

5.2 留意事項

（１）受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに監督員の指示する別添様式により、監督員に提出する事が出来る。（農業土木工事共通仕様書第 3 編第 1 章 1-1-16 工事成績）

（２）工事目的物の品質について、「品質管理図表」による管理を行う場合は、下図を参考にして工程能力図に規格値の５０％に相当する部分に線引きをして提出するものとする。

（３）工事目的物の出来形について、「出来形管理図表」による管理を行う場合は、ばらつきが判定できるよう、下図を参考にして規格値の５０％及び８０％に相当する部分に線引きをして提出するものとする。

［上・下限値がある場合］

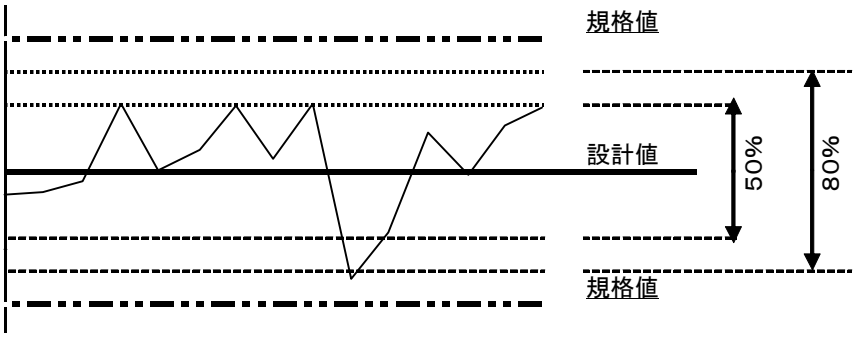

5.3 参考様式

別添様式１

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項　目	細　別	提　案　内　容	
□創意工夫	□施工		
	□新技術活用		
	□品質		
	□安全衛生		
□社会性等	□地域への貢献等		

１　該当する項目の□にレマークを記入。
２　具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理。

説明資料

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			／
項　目		細　別	
提案内容			

（説明）

8.3 写真管理

8.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

8.3.2 基準等

「写真管理基準」を参照のこと。

8.3.3 写真管理上での留意点

「写真管理基準」にある留意事項等のほか、特に留意すべき点は、下記のとおりである。

（１）着手前及び完成写真

①工事区間全体の状況が判るように撮影すること。全景が、同一画面に入らない場合は、つなぎ（パノラマ）写真又は追い写真とする。

②起終点位置や重要な中間点にはポール等を立てること。（丁張り設置後に撮影すると、計画も判然として効果的である。）

③着手前と完成写真は同一構図となるよう撮影する。

（２）施工状況写真

①各施工段階における施工機械等の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真を撮影するものであるが、その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

②指定仮設物及び主要な仮設物並びに補修状況を撮影する。なお、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の地勢状況が判るように撮影する。

③工事現場においては設計図書と現地との不一致等の問題が種々発生するが、その対応策は設計変更の対象となる可能性も高いので、必要に応じて原因・状況・対策に即した撮影内容を監督員と協議して決定する。

④できるだけ測点、周囲の地形・地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫する。また、やむをえず細部撮影をする場合は、位置が不明確になるため、遠・近の組写真となるよう工夫する。

⑤管工事において工事完成後に明視できない箇所（不可視部分）の状況を確認する観点から、布設されたすべての管について布設完了時の状況がわかる写真を撮影するものとする。
なお、撮影に際しては管番号及び、離脱防止金具・異形管・弁類等の設置箇所や個数等がわかるように撮影するものとする。

（３）使用材料写真

①請負者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認できないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。

②ＪＩＳマーク製品については、規格及びＪＩＳマーク等の表示を撮影するのみでよい。

③日本水道協会規格(JWWA)の水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP,VP）、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手（HIVP,VP）については、ＪＩＳ製品の検収方法と同様とする。

④ＪＩＳマーク製品等以外の管資材についても、品質証明書等と現品の整合が確認できるものについては、形状・寸法確認の写真撮影は不要とするが、規格や表示マークの写真撮影は行う。

⑤切管の検収写真は、管種・管径毎に面取り後の写真を１枚ずつ撮影することとする。
ただし、標線位置の管理記録はすべての切管で行う。

（４）品質管理写真

品質管理の試験又は測定の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

（５）出来形管理写真

①明視できない箇所（不可視部分）の出来形（高）寸法を確認（証明）するための写真撮影であるので、被写体の映像及び目盛を明確に撮影しなけらばならない。なお、不可視部分の定義は次のとおりとする。

・破壊しないと容易に確認又は測定できない構造。（例：砕石基礎、コンクリート基礎、鉄筋、下層路盤等）

・工事途中の工種の終了時には明視できても、全工事完成後又は次期発注工事で不可視となる構造。（例：高盛土が施工される小口径の管梁寸法、盛土等他工種の施工により不可視となる構造物の背面寸法、次期舗装工事が施工される場合の下層路盤施工幅寸法等）

・梯子等昇降器具又は渡川器材等の仮設物を使用しないと容易に確認又は測定できない構造（例：橋台、橋脚、擁壁、根固・水制工）

・その他構造等の特殊性により不可視となる部分の寸法。

②出来形写真にはその寸法が確認できる添尺（箱尺、巻尺、リボンテープ、ノギス等）を使用する。また、カメラアングルが悪いと正確な寸法が撮影されないので、測定尺とカメラの位置が正面又は水平になるように留意する。

（６）安全管理写真

標識等の設置状況及び交通誘導員等の配置状況写真は、万一事故が発生した場合は、原因調査資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は配置状況が変わればその都度撮影を行っておく。又、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

（７）その他（公害、環境、補償等）

必要に応じて、事前調査写真を撮影しておく。

（８）写真編集の不可

電子媒体に記録された工事写真（以下「デジタル写真」という。）については、写真編集等写真の信憑性を考慮し、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。

（９）仮設備写真

掲示物（施工体系図、建設業許可票等）については、全景写真のみで個別のアップ写真の提出は不要。

（10）施工写真（産業廃棄物の処理状況）

産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・運搬・搬入・処理状況の判る写真を撮影する。（撮影頻度は、廃棄物の種類毎に１サイクル）

なお、搬出時期、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。

（11）品質・出来形確認写真

黒板の数量（設計値、実測値等）と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。

（12）工事検査写真

工事検査写真は、必要最小限の枚数とする。また、黒板に設計寸法、実測寸法等を記入する必要はない。

（13）段階確認・立会写真

段階確認・立会写真は、段階確認書等に添付しているため、工事写真での提出は不要。

１０．材料関係

10.1 レディーミクストコンクリート

10.1.1 製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料

農業土木工事共通仕様書の第１編３－３－２工場選定おける「製造会社の材料試験結果」及び「配合の決定に関する確認資料は、下記のものとする。

（１）材料試験結果

セメント、骨材、練り混ぜ水、混和材の試験成績表

（２）配合決定確認資料

配合計画書、配合計算書

だだし、コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場のコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格書の写し」と「レディーミクストコンクリート配合計画書」のみの提出とすることができる。

レディーミクストコンクリート配合計画書　No.＿＿

平成　年　月　日

殿

製造会社・工事名

配合計画者名

工事名称	
所在地	
納入予定時期	
本配合の適用期間 a)	
コンクリートの打込み箇所	

配合の設計条件

呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランプ又はスランプフロー cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類による記号

指定事項				
	セメントの種類	呼び方欄に記載	空気量	%
	骨材の種類	使用材料欄に記載	軽量コンクリートの単位容積質量	kg/m³
	粗骨材の最大寸法	呼び方欄に記載	コンクリートの温度	最高・最低　℃
	アルカリシリカ反応抑制対策の方法 b)		水セメント比の目標値の上限	%
	骨材のアルカリシリカ反応性による区分	使用材料欄に記載	単位水量の目標値の上限	kg/m³
	水の区分	使用材料欄に記載	単位セメント量の目標値の下限又は目標値の上限	kg/m³
	混和材料の種類及び使用量	使用材料及び配合表欄に記載	流動化後のスランプ増大量	cm
	塩化物含有量	kg/m³ 以下		
	呼び強度を保証する材齢	日		

使用材料 c)

セメント	生産者名		密度 g/cm³		Na_2Oeq d) %		
混和材	製品名		種類		密度 g/cm³		Na_2Oeq e) %

骨材	No.	種類	産地又は品名	アルカリシリカ反応性による区分 f) 区分	試験方法	粒の大きさの範囲 g)	粗粒率又は実積率 h)	密度 g/cm³ 絶乾	表乾	微粒分量の範囲 i) %
細骨材	④									
	⑤									
	⑥									
粗骨材	④									
	⑤									
	⑥									

混和剤①	製品名		種類		Na_2Oeq j) %
混和剤②					

細骨材の塩化物量 k)	%	水の区分 l)		目標スラッジ固形分立 m)	%
回収骨材の使用方法 n)	細骨材		粗骨材		

配合表 o) kg/m³

セメント	混和材	水	細骨材①	細骨材②	細骨材③	粗骨材①	粗骨材②	粗骨材③	混和剤① p)	混和剤②

水セメント比	%	水結合材比 q)	%	細骨材率	%

備考

№

ダクタイル鋳鉄管T形継手チェックシート

工事名	平成　年度 県営　　事業　　地区　　工区	測定者	

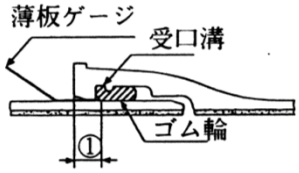

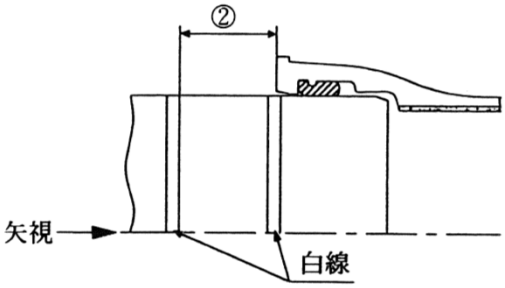

測定位置は、2,4,6,8の4箇所
もしくは、1,3,5,7の4箇所とする。

施工日		／	／	／	／	／	／	／
測点								
路線名 管種・管径								
略図								
継手No.								
清掃								
滑剤								
受口溝の確認								
①受口端面－ゴム輪の間隔	規格値							
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
②受口端面－白線の間隔	規格値							
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
判定								